

## 軽自動車税の減免事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、軽自動車税の減免事務の取扱いに関し、法令、登別市税条例（昭和25年条例第26号。以下「市税条例」という。）及び登別市税賦課徴収規則（昭和48年規則第2号。以下「賦課徴収規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めることを目的とする。

### (減免の対象)

第2条 市税条例第90条及び賦課徴収規則第21条による減免については、次のとおりとする。

(1) 条例第90条第1項第1号にいう身体障害者等の対象については、次に掲げるものをいう。

ア 身体障害者等本人又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有し、身体障害者等本人が運転する場合。

イ 身体障害者等本人又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有し、もっぱら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合。ここでいう「もっぱら」とは、おおむね週一回程度の運行をいう。

ウ 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等本人が所有し、当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する場合。

(2) 2以上の障害区分に重複して障害を有する者は、個々の障害区分についていずれかが賦課徴収規則第21条第1号及び第2号の等級に該当することが必要となる。

(3) 賦課徴収規則第21条第3号及び第4号による知的障害者又は精神に障害があると判定された者とは、次に掲げるものをいう。

ア 知的障害者とは、療育手帳の交付を受けている者又は知的障害者更生相談所、児童相談所の交付する判定書により知的障害があると判定された者

イ 精神障害者とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神保健指定医により精神に障害があると診断された者

2 賦課徴収規則第21条第1号から第4号までの規定による軽自動車等にあつては、一人の身体障害者等について1台とし、自動車税の減免を受けている障害者等については適用しない。また、自動車検査証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除く。

### (減免の適用時期)

第3条 減免の適用時期については、賦課期日以後、納期限以前において減免事由に該当することとなった場合に行うものとする。なお、この場合、納期限後に申請があつた場合でも、未納税額があるときは、その減免事由が納期限以前に発生していたものに限り減免することができる。ただし、減免対象は当該年度分のみとする。

2 年の途中において減免すべき事由に該当することとなった場合には、その該当することとなった月の属する年度の翌年度分から減免するものとする。また、減免の状況に該当しなくなった場合には、その該当しなくなった月の属する年度の翌年度分から課税する。

(減免税額)

第4条 減免する税額は、当該軽自動車税の全額とする。

(減免申請)

第5条 減免に係る申請書は、様式1とする。ただし、減免事由が市税条例第89条及び第90条に該当する場合は、最初に減免を行った年度の翌年度以降の減免については、減免要件に変更がない場合に限り、毎年市から送付する照会文書(様式2)に対し、同封の「減免申請書(継続)」(様式3)に署名して申請期限までに提出することにより減免の申請があったものとする。なお、この場合、やむを得ない理由がある場合は、申請期限後においても提出することができる。

2 市税条例第90条第2項の規定により常時介護する者が運転する場合に提出する、減免を必要とする理由を証明する書類とは、福祉事務所長が発行する常時介護証明書とする。

(減免申請書の受理)

第6条 市税条例第90条第1項第1号の規定による減免の申請を受理した場合は、身体障害者手帳等の備考欄、予備欄または余白に様式4による受理印を押す。

(減免消除)

第7条 第3条第2項の減免の状況に該当しなくなった場合には、様式5による減免消除申出書を提出しなければならない。この場合、前条による受理印の次に減免消除受理印(様式6)を押す。

(減免の決定通知)

第8条 減免の決定をした場合には、遅滞なくこれを納税義務者に通知する。この場合の通知書は、様式7による。

(減免の取り消し)

第9条 減免申請書に記載された内容が事実と反する場合は、減免を取り消しする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(減免申請に関する経過措置)

第2条 平成16年度分までの軽自動車税の減免については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式 略